

PEOPLE WITH LEGAL MIND



Center for Civic Education(著) 江口 勇治(翻訳)『テキストブックわたしたちと法 権威、プライバシー、責任、そして正義』(現代人文社・2001)
法教育研究会『はじめての法教育』(ぎょうせい・2005)

2009年からわが国では一般国民が司法に参加する裁判員制度がスタートする。現在はそれを背景に、法教育が注目を浴びている。15年前から法教育に着目・研究されてきた筑波大学教授・江口勇治氏に日本の法教育の現状と課題についてうかがった。

紛争を議論と交渉で解決する時代

法や司法に関する教育、いわゆる「法教育」の重要性が今注目を集めています。その背景についてお聞かせください。

江口 世の中は、行政改革や規制緩和に示されるように、より自由で公正な社会を実現すべく急速に改革が進んでいます。そのような変革の中で、これまで考えられなかったような種々の問題や紛争が発生することでしょう。国際化の進展と相まって、これから人々は問題解決、紛争処理のために、文化的背景や価値観の異なる人との間で議論し交渉

し、解決に向かうことが求められます。

また2009年には、一般の人が裁判手続きに参加する「裁判員制度」が開始されます。国民一人ひとりが、自分の権利や責任を自覚し、法や司法の役割を基本的に認識しなければならない時代が展開されようとしているのです。

さらに、これまでは安全・安心というものには経済が発展するとともに自然と担保されるものだという幻想が支配していましたが、それも既に限界にきており、安全や安心についての対応や教育を施さなければいけないという気運が高まっています。

このような社会の変化の要請に応えるために、今、法教育の充実が求められているのです。

従来の日本の法教育はどういうものだったのでしょうか。

江口 これまでの日本の教育において子どもたちは政治や経済は勉強しても、法や司法についてはほとんど何も勉強してきませんでした。したがって権力をチェックする場合も、政治や経済の側面から

江口勇治

氏

筑波大学人間総合科学研究科教授

はチェックできても、司法については、どのようなスタンスで何に着目すればよいのか全く分からないという状況だったのです。

世界には、だいぶ前から法や司法についての教育のカリキュラムというものが存在していましたが、日本はそれに着目してきませんでした。というのも、これまで日本は憲法教育で、統治行為や人権擁護機能に重点を置き、それをまず充実させるというムードが文部科学省や学校内にあったからです。

ところが今、時代が求めているのは、制度や条文を覚えるような知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や意義について考えるという思考型の教育です。一般の人が、法や司法について考え、社会に参加していく、そのようなプロセスがこれからの法教育なのです。

1978年のアメリカ法 「Law-Related Education Act」

現代的な法教育に先生が着目されたのは？

江口 法教育については、まずアメリカがいち早く具体的な動きを起こします。1978年に法や司法についての教育をもっと充実させるべきだとする法律「Law-Related Education Act」が制定されました。これは法律専門家を対象とする、いわゆるリーガル・エデュケーションではなく、もっと一般の人を対象に、より自由で公正な社会の実現を託すという教育です。私は研究者として、この教育はいつか日本でも必要になるものと考え、15年前から、少しずつ学会誌などに発表してきました。「法教育」という用語も誤訳に近く、あまり良いネーミングではないという指摘もありますが、私としては、日本の社会科・公民科教育の核となってきた「憲法教育」から「憲」の字を取ることで、これまでとは違う新たな憲法教育のアプローチの実現を願うという思い入れがあるネーミングでした。

その願いが十数年の歳月を経てかなったということですね。

江口 法教育の動きの中でキーパーソンの一人は、日本弁護士連合会(以下、日弁連)の当時、広報室長だった鈴木啓文弁護士でした。当時、小学校などで日弁連が行った法律教育は、結局は「法律家って何?」「弁護士って何をする人?」といういわば職

業紹介に過ぎなかったものに疑問を感じ、もっと違うやり方を模索していたのです。そして本来は、法律実務や法律の背景にある思想などを伝えることを目的としていたにもかかわらず、当時はそれに合った教材が皆無だったのです。

そのようなときに、私が翻訳した、海外の本などが鈴木氏に注目され、具体的なムーブメントになっていきました。そして、そうした動きを法務省の司法制度改革審議会「委員」が参考にして、2001年の同審議会の意見書に「司法教育の充実」が盛り込まれ、2003年には法務省に「法教育研究会」(資料1参照)が発足という流れになっていきました。

現状ではどのような内容の法教育が行われているのでしょうか。

江口 ご存じの通り、教育は学習指導要領の枠内で行わなければいけませんが、その中で法の一部、司法の一部は間違いなく教材内容として、そして教育目標として取り上げられています。例えば、裁判所のことであったり、立法行為であったり、契約を守るといったことであったり、そうしたテーマは指導要領

資料1 法教育研究会報告書の概要

法教育とは何か

法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育

なぜ法教育が必要なのか

国民一人ひとりが法や司法を身近なものと感じることが大切
自由な活動範囲が広がることに備え、あらかじめ紛争を防止し、
紛争が発生した場合には、法に基づいて公正な紛争解決を行う。

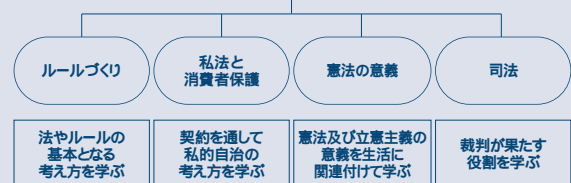
国民一人ひとりが司法に能動的に参加していく気持ちが大切
平成21年5月までに裁判員制度が実施される。

目指すべき法教育

法は共生のための相互尊重のルールであること
私的自治の原則など私法の基本的な考え方
憲法及び法の基礎にある基本的な価値
司法の役割が権利の救済と法秩序の維持・形成であること

を理解させるもの

これらのねらいを具体化した4つの教材の作成



法教育を普及させるための取組み

法務省において、文部科学省をはじめ、最高裁判所、日本弁護士連合会などの関係機関と連携して普及を促進する取組みを実施する。

出所：法務省ホームページ「法教育研究会報告書」
(<http://moj.go.jp/KANBOU/HOUKYOU/houkoku01.pdf>)

に位置付けられてはいるのです。

ところが、それらをつなぎ合わせて真面目に法教育をやらうとした現場の先生は、ごく一部です。法学部出身であったり、司法試験を目指したことがあったりする法教育に興味のある先生たちが、少しずつ、こうした法教育を充実させてきたわけです。しかし、法律の背後にあるベーシックな考え方を学ぶという段階にはなかなか至っていません。法務省も文部科学省もそのような方向に持っていこうとはしていますが、なかなか実現にまで至らないというのが現状です。

社会ルールの基本を学ぶことが大事

法教育で具体的に何を教えるのかということですが、2009年の裁判員制度導入を控えて、教育内容が裁判制度の理解ということに偏ってしまう危険性はないのでしょうか。

江口 その可能性はあります。欧米の場合、私はスウェーデンやフィンランドの法教育の授業を見ましたし、アメリカは数回見えています。今度はイギリスの法教育も見に行きますが、裁判員制度があるから法教育をやるという国は一つありません。それは、その制度を担ってきたのは国民であり、制度自体が、自然と国民の生活に溶け込んでいることによります。しかし、日本では、これから新しい制度として光を当てようとしています。したがって、まず制度理解が

第一で、何かそこだけ浮いたかたちで教育が行われる可能性はあるでしょう。

ところが本来、人が人を裁くということは、人が生まれ、社会が誕生したときから存在することで、人間が持つ道徳心とか思いやりと深くかかわっているものなのです。したがって、そこに光を当てていくような教材をつくれれば、単なる制度理解のためだけではなく、これから日本の法教育を変えていくチャンスになると思います。子どもたちは、人が人を裁くということの重大さに気が付くと同時に、立場を逆にして、どこまでなら寛容になれるのかといった、人を思いやる心も学ぶことができるでしょう。

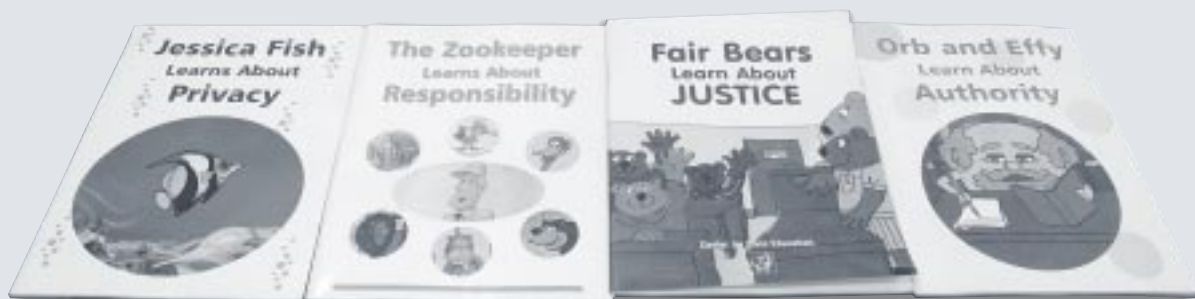
ただし、法教育というのはそれだけではありません。プライバシーや契約、消費者保護など、いくつかの教材と合わせて教育することが大事であり、決して裁判というクライマックスだけに注目させるような教育であってはならないでしょう。欧米から見ても、それはおかしな教育に見えることになるでしょう。

同じ法教育でも、小学生と高校生では、教える内容にかなりの違いがあると思いますが。

江口 これはアメリカの幼稚園の法教育教材です（資料2参照）。「どうして人の物を取ってはいけないの?」「どうして順番を守らなければいけないの?」というようなことが書いてあります。これはまさに社会の基本ルールです。ルールは、イコール法律なのです。内容は非常にやさしく、絵本としても美しくつられており、素晴らしい教材です。

動物の子どもたちが親から教わったルールにつ

資料2 アメリカの幼稚園の法教育教材



江口勇治氏所有



いて、ディスカッションしたり反論し合ったりと、おもしろおかしくストーリーが展開する中に、さまざまな法的な論点が埋め込まれています。こうした教育を幼稚園からやっているのですから、自分の言い分を理屈を持って相手に話すとか、相手の言い分をしっかりと聞いて反論するといった能力は、日本人は絶対に劣ります。こうしたことが日本の幼稚園でもできれば良いと思います。

同様の教育は、スウェーデンの小学校2年生の授業でも目の当たりにしました。例えば中学生の公民の教科書である『あなた自身の社会 スウェーデンの中学教科書』が日本でも話題になりました。その目次を見ると分かりますが、裁判や司法、ルールと私たちとの関係性がずっと書かれています。このような教材の基本部分は小学生からでもやれるのです。

それが高校生ともなると、今度は紛争当事者そのものになってきます。18歳で身に付ける権利は相当なものです。そこで高校生の教育では、当事者として法の見方や考え方を学んでいくのです。

しかし、幼稚園でも高校生でも基本的な考え方は同じです。法や司法は、自分たちがつくるもので、自分たちの社会で生きているルールなのです。

このような教材を見ると、民主主義が違ふということを感じます。

江口 その通りです。これは民主主義と立憲主義の緊張関係を真剣に議論することかもしれません。

学校での法教育

日本では、どこか「法律にはかかわらないで生きていくことができれば、その方がいい」というような考えがあるように思います。

江口 その通りです。日本の教育現場の先生を見て一番驚いたことは、契約は私人間の約束事で、基本原則は守らなければいけないことであるにもかかわらず、学校のカリキュラムでは、契約は破綻したときからしか教えないのです。これは本末転倒で、民法の大原則を教えず、消費者保護法やPL法から教えたり、憲法を教えないで、刑事手続を教えているようなものです。

あるいは教師から次のようなことを言われたことがあります。「生徒の中には万引きをやっている子もいますから、盗むことが悪いことだと教えないでください。彼らの心の痛みになります」と言うのです。これも本末転倒です。それでは盗まれた人間の心の痛みが分からない人間を育ててしまいます。犯罪が起き、実際に被害が出て初めて「勉強しなさい」、「弁護士に会いなさい」という方式であることから、非常におかしな状況になっているのです。

法に対するアプローチの方向が、間違っているということでしょうか。

江口 法教育では二つのアプローチがあると思います。一つは、脅迫的なアプローチです。つまり「こんな事をする、こうなるからダメだよ」という発想

で、決してポジティブなアプローチではないわけです。

他方ポジティブなアプローチというのは、例えば「自分の契約をしっかりと守っていけば、あなたもビル・ゲイツのような成功者になれます」というようなことです。法について、このようにプラスの面を積極的に教えようとするアプローチも必要ですが、日本ではあまり見られませんでした。あくまでも「法はお上のもの。そこには立ち入らせない」という感じがあり、法は禁止規定であり、治安維持のためのものという感覚が強すぎたように思います。

学校の校則についても、先生と生徒がきちんとディスカッションするというのは、意味があることのように思われます。

江口 その通りです。学校では、まさに安全の維持が必要であり、統治の拠り所である校則があります。そのような学校で「法は私たちのもので、統治だけではなく、資源配分をし、議論し、自由を守る最も大切なルールです」と教えることは大切なことだと思います。

私も確かにそうだと思いましたが、ルールの形式や意味に着目した教材を少しずつつくっていくうちに、ルールというのは、無制限ではなく、ある限界があることが分かってきました。学校のルールも少しずつ変化しているのです。

また、法をつくるプロセスを知らないと、法の使い手として主人公にはなれないわけです。そして実

は、その法をつくるというプロセスに、道徳を浮かび上がらせる効果もあるように思います。ルールは他者の立場を分かってつくらなければいけない。これは一種の人間関係をつくることで、それこそがいわゆる倫理です。つまり、法と道徳は相互補完的な関係なのではないかという気がしています。

学校で子どもたちが安全な生活を望むのであれば、その範囲において、自分たちの安全を実現するルールをつくることを承認することになるでしょう。そうやってルールをつくっていかばいいわけです。

校則のでき方や意味、プロセスを子どもたちが納得することが重要ですね。

江口 非常に大事です。お上から与えられたような校則では、かえってよくない。「自分の勝手でしょ。犯罪を起こさなければいいのでしょ」ということになってしまいます。ところが、それでは、ある人にとっては犯罪に思えるようなことが起きるわけです。そこに立法とか、法の趣旨を勉強する必要性が生まれるのです。これは他者との関係において学ぶものなので、多少は押し付けになるかも知れませんが、これがまさに責任を基本とした教育なのではないでしょうか。

急がれる教員側の研修

これまでの先生は、法教育というものをあまり意識せずに先生になってきたと思うのですが、教



える側の先生の資質についてはいかがでしょうか。

江口 これまでは、せいぜい憲法について勉強したくらいでしょう。法学部の出身でもなければ、それ以外の法律についてはほとんど学んでいなくても先生になれたはずです。したがって、教員養成のプロセスの中に、どう盛り込むかという問題は大変難しい。しかし、実際に現場の先生が、法や司法の問題で困っているわけですから、まず研修機会を充実させることが最も急がれることです。そしてその研修が有意義であれば、それは教員養成の中に入り込んでいくはずなのです。

個人情報保護がタイムリーな問題となっていますが、学習指導要領にも「人々のプライバシーを守りましょう」と一言だけ触れられています。しかし、守るってどのようなことなのですか、どのような結果評価があれば守ったことになるのですか、といったことを教えないし、先生方も考えたことがなかったわけです。学校の先生は、こうした法的な見方や考え方を学習する必要が出てくると思います。そしてそうした研修の需要は、教員からは大いにあると思います。

しかし、できればそのようなことは、もっと感受性の豊かな若いときに、きちんとやるべきだというのが私の本音です。

法を学ぶことは、社会のすべて、政治や経済も学ぶことになると思います。

江口 社会科・公民科の教育を専門とする私としては、法に光を当てることは、すなわち政治に光を当てることではないかと思っています。というのも、国会議員に独占されてきた立法行為を、市民の側からモニターしていく状況になるからです。法教育というのは最後は政治すなわち民主主義に注目するような教育になっていくはずですが、事実、アメリカはそうになっています。その中で、国家や政府、市民、社会とは何かを考えていくのです。

スウェーデンやフィンランドでは、法教育を強制しているわけではなく、選択科目にしています。しかし7割ぐらいの生徒が選択するそうです。その背景には、彼らの国では高校生ぐらいになると独立した主体として見なされるようになる年頃で、経済を勉強しても政治を勉強しても、そこには法が入り込んでいることがあります。つまり、いろいろな学問のベシク部分になっているのが法学なのです。

法教育には法律の専門家との協力関係が不可欠だと思いますが、現状はどうなっているのでしょうか。

江口 もちろん法務省はこれまで研究会などを開催し、法教育に注力してきましたが、日弁連は法律実務家の観点から、法教育をリードしていこうと力を入れています。市民のための法教育委員会²が各地で組織されて、これまでも地道に活動しています。弁護士はあちこちの学校に呼ばれ、法教育を行っていますが、理想を言えば、先ほど申しましたように、まずは教師の研修の方が大事です。裁判所も、裁判制度の理解を中心に取り組みをしますし、日本司法書士会連合会も、特に契約や消費者保護に関して、日弁連などと同様に力を入れて取り組んでいます。

法教育の最終目標は。

江口 自分のことは自分で決める、みんなのことはみんなて話し合っで決める。そのような教育を法や司法を切り口に実践することで、国民が司法を担っていき、長い目で見れば、それが日本国の安定につながるということです。昔は、みんなのことは誰かが決めていたわけです。しかし時代も変わり、みんなのことはみんなて決める、みんなて決めることを各人が考える。そして相手の言い分をきちんと聞く。そのようなことを子どもの目線で考える機会を与えることが法教育なのだと思います。

1 司法制度改革審議会：平成11年7月設置。21世紀のわが国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹のあり方とその機能の充実強化など、司法制度改革と基盤の整備に関して必要な基本的施策について調査審議することを目的として内閣に設けられた。平成13年6月に内閣へ最終意見書を提出。同年7月26日をもって2年の設置期限が満了。

2 市民のための法教育委員会：2003年に法教育の普及および発展のため、日本弁護士連合会が設置。

筑波大学人間総合科学研究科教授

江口 勇治(えぐち ゆうじ)

1952年生まれ。1981年筑波大学大学院博士課程教育学研究科退学。1982年同大学助手。1983年～1990年長崎大学教育学部講師および助教授。1990年～2002年筑波大学教育学系講師および助教授。2002年筑波大学人間総合科学研究科教授(附属学校教育局勤務/現職)。



江口勇治編『世界の法教育』(現代人文社・2003)